

水際対策強化に係る新たな措置

英国での変種ウイルスの感染拡大を受け、以下の水際対策強化に係る新たな措置を実施。

対象者

英国に滞在歴のある外国人

現状

防疫措置を確保できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可している。

新たな措置

12月24日以降、当分の間、英国からの新規入国を拒否。

現状

日本から英国への短期出張者

帰国・再入国時に、防疫措置を確保できる受入企業・団体がいることを条件に、14日間待機緩和を認めている。

新たな措置

12月24日以降、当分の間、英国からの帰国者・再入国者については、14日間待機緩和を認めない。

現状

英国からの日本人帰国者／再入国外国人

日本人帰国者は出国前72時間以内の検査証明の提出を求められていない。

(在留資格を保持する外国人が再入国する場合は提出が必要)

新たな措置

- 日本人帰国者についても、当分の間、出国前72時間以内の検査証明を求める。(12月27日の帰国者から)
- 12月24日以降、日本人帰国者及び再入国外国人について、位置情報の保存等(接触確認アプリ・位置情報の記録)について誓約を求める。

※対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国における滞在歴のある者。

水際対策強化に係る新たな措置

令和2年12月23日

1. 英国からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第43回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年9月25日）資料4の1（2））に基づき、本年10月1日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところであるが、12月24日以降、当分の間、この仕組みによる英国からの新規入国を拒否する。

（注）上記に基づく措置は、12月24日午前0時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

2. 英国への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第44回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年10月30日）資料5の1）に基づき、本年11月1日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和を認めているところであるが、12月24日以降、当分の間、この仕組みによる英国からの帰国者・再入国者については14日間待機緩和を認めない。

3. 検疫の強化

（1）英国から帰国する日本人については、新たに出国前72時間以内の検査証明を求める（12月27日の帰国者から当分の間）。帰国時に検査証明を提出できない帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で14日間待機することを要請する。また、12月24日以降、当分の間、新たに帰国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

（2）英国から再入国する在留資格保持者については、出国前72時間以内の検査証明を求めていたところであるが、これに加え、12月24日以降、当分の間、新たに入国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

※ 1～3. の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国における滞在歴のある者

4. 英国への短期渡航の自粛要請

英国には現状、感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）が出ていることも踏まえ、日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする英国への短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。

（以上）